

令和元年度第2回北九州市子ども・子育て会議【会議要旨】

1 開催日時

令和元年7月30日（火） 18:30～20:30

2 開催場所

AIMビル3階 315会議室

3 出席委員数

※委員定数：15名

12名（北野委員、敷田委員、錦戸委員欠席）

4 議題

(1) 認定こども園・確認部会委員の改選について

- ・ 北九州市子ども・子育て会議「認定こども園・確認部会」の委員の改選について

(2) 「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」の実施状況について

- ・ 「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」平成30年度実績について（資料4）
- ・ 「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」
（平成30年度「北九州市次世代育成行動計画」点検・評価）（資料5）
- ・ 「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」
（北九州市次世代育成行動計画）14の施策の評価結果（資料6）
- ・ 「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」
北九州市子ども・子育て支援事業計画（平成30年度実績）（資料7）

(3) 「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」【素案】について

- ・ これまでの主な意見・要望に対する対応状況（資料8）
- ・ 「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」素案（パブリックコメント用）（資料9）
- ・ 「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」素案 に対する意見の募集について
（資料9-1）
- ・ 「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」子ども用（案）（資料9-2）

5 会議経過

委員の改選に伴う会長・副会長の選任

中村委員からの推薦を受け、近藤委員が会長に就任

近藤会長からの推薦を受け、村上太郎委員が副会長に就任

(1) 認定こども園・確認部会委員の改選について

部会委員案のとおり決定

(2) 「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」の実施状況について

【主な意見等】

- ・ 母子保健の総合評価が昨年度の「B」から「C」となったが、わずかなポイントの変

動による結果のようだが、第3次計画ではどのように反映されるのか。

⇒（事務局）

成果指標である「妊娠11週までの妊娠届出者」、「生後4か月までの乳児家庭の訪問」の割合がいずれも高水準であるものの、前年度比でわずかにポイントが減少しているため、「C」評価となった。

複雑な家庭環境の方など、そもそも産科医の受診が遅い人の割合が増えていることが原因の一つと考えられる。

今後も、産科医と連携し、11週までに妊娠届出を行い、母子健康手帳を交付してもらおう働きかけを行っていきたい。

4か月までの乳児の全戸訪問については、訪問の同意が得られない人等の割合が若干増えているが、4か月健診の結果等で母子の健康状況はすべて確認している。

⇒ 現在の総合評価については、客観的な基準に基づき機械的に行っているが、幾つか課題も見えてきた。

1つ目は、児童虐待の対応件数など、成果を示す指標としては妥当とは言い難いものがあつたこと。2つ目は、規模や困難度に関係なく、事業1つ1つを同じレベルで評価していること。3つ目は、すべての成果指標が対前年度との比較で評価することになっており、わずかなポイントの上下で、評価が変わってくるなどがある。

そこで、次の第3次計画では指標の見直しを行うとともに、プランへ掲載する事業も主なものに絞り、2次計画の掲載事業の約3分の2とした。

評価の仕方については、現在の第2次計画のように客観的評価も必要と考えているが、「総合評価」については、事務局にて検討中である。

- ・ 保育士確保の観点から、介護の分野では外国人が増えてきているが、将来的に外国人の保育士が誕生するということは現状の制度でも可能なのだろうか。

⇒（委員）

多くの外国人のお子さんがある園であれば、保護者とのコミュニケーションをとるための先生をとという考え方はあると思うが、子どもの発達を支援するのは、近い文化の方が望ましいのではないかという話もあるので、介護の分野と一緒ににはできないと思う。やるとしても、もう少し時間がかかるのではないか。

- ・ 待機児童解消のためには、保育士確保が必要となるが、そのためには、保育士を目指す学生を増やさなければならない。中学生、高校生へのアプローチはしているか。

⇒（事務局）

市内の小・中学校では、総合的な学習という時間で、保育所の職場体験や保育士体験を行っている。このほか、社会福祉協議会主催の「夏のボランティア体験学習」（中高生対象）や保育士会による小中学校を中心とした出前講演を行っている。

今後も引き続きこうした取り組みを積極的に行うことで、保育士の仕事に関心を持ってもらい、保育士を目指す子どもたちを少しでも多く増やせるよう、努力する。

(3)「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」【素案】について

【施策1 関連】

- ・ 「子育て世代包括支援センター」がどこまで周知されているのか。十分理解されていないのではないか。ぜひ周知に力を入れてもらいたい。

⇒（事務局）

「子育て世代包括支援センター」が相談の第一歩として認識してもらえよう、PR・啓発に力を入れ、悩みや相談がある方に気軽に来てもらえるような環境づくりに取り組んでいきたい。

【施策2 関連】

- ・ 予防接種について、予算の関係もあろうかと思うが、定期接種だけでなく任意接種についても、いくらかでも補助を行うことができれば、接種率が上がっていくと思うので、考慮してもらいたい。

⇒（事務局）

予防接種については、現時点では、法に基づく国の制度の中で実施する考えです。引き続き、国の状況を注視していく。

【施策3 関連】

- ・ 保育士の仕事のうち、専門性が必要でないものについては、保育士以外の人材を導入することができないか、検討してもらいたい。

⇒（事務局）

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の保護者の通訳といった保育の周辺業務を行う「保育支援者」の配置に対する補助制度が、国において整備されています。（補助率1/2）

今後、市での実施について検討を行っていきたいと考えている。

【施策5 関連】

- ・ 「地域に役立つ公園づくり」や「子どもが主体的に遊べる環境づくり」については、「子どもが主体的に動ける、子どもに優しいまち」という観点から、ぜひ、各施設・公園間の「子どもたちにとっての移動のしやすさ」も考慮に入れ、進めてもらいたい。

⇒（事務局）

次期プラン施策（5）「地域における子どもの居場所づくり」では、子どもが自分で移動できる（歩いていける）範囲内に、できるだけ多くの遊び空間を提供していくことを目指していますが、少子化が進む中、子どもだけの空間づくりに縛られることなく、子どもを含めたいろんな世代が集まる多世代交流の場をつくっていくことが重要だと考えている。

一方で、子どもの移動範囲を「歩いていける」範囲に限定せず、バスなどの公共交通機関や自転車の利用を前提とした、広範囲の子どもの遊び空間をプロデュースするという視点も大事なことと考えている。どのような手法が考えられるのか、今後の検討課題とさせていただく。

- ・ 子ども食堂が増えていくのは良いことだと思うが、本当に地域の居場所になっているのかなど、内容面もしっかり見ていてもらいたい。

⇒（事務局）

施策（５）「地域における子どもの居場所づくり」については、成果指標として、「市内における子ども食堂の開設数」（増加）を挙げているが、御意見いただいたとおり、この指標は、ただ「子ども食堂」というものが増えていくことを目指すのではなく、しっかり「子どもの居場所」として機能する「子ども食堂」を増やしていくという意味が含まれている。

子ども食堂コーディネーターや、子ども食堂ネットワークの活動を通じて、「子ども食堂」の「質」の維持・向上にも取り組んでいく。

【施策６関連】

- ・ 「青年リーダーの養成」を行っているが、こうしたリーダーとなる高校生、大学生、若い社会人の変容（成長）をしっかりと見ていくことが大切である。

彼らが良くなれば、子どもたちのモデルにもなり、後進の人材育成にもつながる。

成果指標を設定するかどうかは別としても、こうしたリーダーたちの変容について、なんらかの把握（ヒアリング、アンケートなど）が必要ではないか。

⇒（事務局）

本市が運営する「青少年ボランティアセンター」などにおいても、将来活躍できる若者が生まれている。

彼らに対して、どういった形でアプローチし、現状を把握していくのか。アンケートなのかヒアリングなのかを含め、客観的に測ることのできる手法として、どういったことが考えられるのか、今後、検討していきたいと考えている。

【施策１０関連】

- ・ 特別支援学級を希望する子どもは、環境が変わることが苦手だったり負担が大きいこともある。

できるだけ、居住区の学校で特別支援学級に入れるように配慮してもらいたい。

⇒（事務局）

本市における特別支援学級の新設については、市全体の視野に立って、検討を行っている。

特別支援学級の新設については、ニーズが高いことも承知しているので、今後も引き続き、優れた資質を持つ教員の確保や人材育成に努めることによって、このニーズにできる限り応えられるよう努力していく。

- ・ 医療的ケア児に対する支援はどのようなものがこのプランの中に含まれているのか

⇒（事務局）

プランに掲載している「障害者通所支援の機能強化」の中で対応する。

具体的には、児童福祉法上の事業で、未就学児の子どもを通所事業である「児童発達支援事業」や、就学している子どもが放課後や学校休業日にサービスを受けられる「放課後等デイサービス」がある。

医療的ケア児への支援については、児童福祉法の改正等もあり、自治体として取り組みを進めるということが努力義務という形で示されている。昨日、北九州地域の医療関係者、訪問看護の事業所、福祉事業所、市の機関で北九州地域の医療的ケア児の支援の協議会の立ち上げを行った。

既存の事業所の取り組みも支援しながら、さらには裾野を広げて、在宅の医療的ケア児の支援を進めていきたいと考えている。

⇒ 保育の現場では、「障害児保育の充実」の中に医療的ケア児のことに記載している。平成30年度から直営保育所でモデル的に受け入れをしており、昨年度は今町保育所、今年度から黒崎保育所と今町保育所の2か所で受け入れをしている。

- ・ 未就学児の発達支援事業所が非常に少なく、なかなか見つけられない。発達支援事業所については施設の整備計画等はあるのか。

⇒ (事務局)

平成31年4月1日現在、市内の児童発達支援事業所が58で、そのうち児童発達支援センターという拠点になるセンターが7つある。

平成26年当時の24と比較すると、年々、児童発達支援事業所の数自体は増えており、昨年度1年間で11の事業所が増えた。

地域に施設を何カ所かずつ増やすといった具体的な計画等は定めていないが、今後もその傾向が続くのではないかと考えている。

利用に当たっては、区役所等で、しっかり窓口で話を聞いて、必ずサービスに結び付くように相談に乗るといった形できめ細かく対応していると聞いている。

【その他】

- ・ 今回作成した「子ども用の資料」(パブリックコメント用資料)を、学校の教室などで活用してもらいたい。

⇒ (事務局)

子ども向けの広報物や配布にかなり時間を要する。学校が市内に200箇所以上もあるため、パブリックコメント期間の1ヶ月間で授業の中に取り込んでいくとなると時間的に厳しいと考える。